

201132079A

厚生労働科学研究費補助金

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業

薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究

平成23年度 総括研究報告書

研究代表者 富岡 佳久

平成24(2012)年5月

厚生労働科学研究費補助金

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業

○
薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究

平成23年度 総括研究報告書

○
研究代表者 富岡 佳久

平成24（2012）年 5月

目 次

I. 総括研究報告	----- 1
薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究	
富岡佳久	
II. 研究成果の刊行物・別刷	
薬剤師のための災害対策マニュアル	

厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
総括研究報告書

薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究
研究代表者 富岡 佳久 東北大学大学院薬学研究科 教授

研究要旨

東日本大震災における被災者への薬剤師による医療支援体制、被災地域における薬局機能の確保等について検証し、大規模災害時の薬剤師と薬局の役割について、調査研究を行い、災害対策マニュアル（備蓄する医薬品等、携行すべき医薬品等、自治体との防災協定の内容など）を策定した。

研究協力者

阿部公恵・宮城県保健福祉部薬務課・
技術補佐（総括担当）
石井 正・石巻赤十字病院・
医療社会事業部長、第一外科部長
石澤文章・NTT 東日本東北病院・薬剤部長
生出泉太郎・社団法人日本薬剤師会・副会長
／社団法人宮城県薬剤師会・会長
小澤康子・東京都健康安全部薬務課・係長
櫻井英夫・社団法人福島県薬剤師会・会長
畠澤博巳・社団法人岩手県薬剤師会・会長

る被災者への薬剤師による医療支援体制、被災地域における薬局機能の確保等について、インターネット等文献的調査と薬剤師会等を介したアンケート調査により、当時の状況を調査検証することにより、大規模災害時における薬剤師と薬局の役割について検討する。さらに日本薬剤師会作成の「薬局・薬剤師の災害対策マニュアル」あるいは「薬剤師の災害時活動」をもとにして、今回の大震災で明らかになった問題点や成功例等を検証し、薬剤師のための災害対策マニュアル（備蓄する医薬品等、携行すべき医薬品等、自治体との防災協定の内容、行政に期待すること、救援物資の送付・集積・管理体制、災害時情報網など）に反映させるものである。

A. 研究目的

①東日本大震災時における被災者への薬剤師による医療支援体制を明らかにすること、
②東日本大震災時における薬局機能の確保等について明らかにすること、③東日本大震災時における救援物資の送付・集積・管理体制について明らかにすること、そして④災害対策マニュアルの策定を行うこと、を本研究の目的とする。

すなわち、本研究では日本薬剤師会、地方自治体等の協力を得て、東日本大震災における

B. 研究方法

①インターネット上に公開されている関係情報の収集および分析、②書籍等、各出版社・学会等の特集記事等の収集および分析、③各薬剤師会等を介したアンケート調査（団体、薬剤師等）および分析、④行政に対するアンケート調査および分析、①～④の調査研究結

果と平成19年度に日本薬剤師会作成の「薬局・薬剤師の災害対策マニュアル」をもとに各関係各位の協力のもと、薬剤師のための災害対策マニュアルを作成する。

C. 研究結果

C-1. 東日本大震災時における被災者への薬剤師による医療支援体制および薬局機能の確保について

平成23年3月11日（金）に起こった東日本大震災では、地震による広範囲に及ぶ強い揺れと、特に東日本太平洋岸においては、地震に伴って発生した津波により幹線道路が寸断し広範囲な交通遮断と通信網の崩壊による孤立が起こった。あまりにも未曾有のことでの、さらに関係機関自体の被災により計画どおりの震災対応が難しい場合が多く、その結果、特に発災直後に被災地の医療機関や避難所において医薬品等が不足する状況が生じた。悪天候によるヘリコプターの欠航、そしてガソリン不足がこれら医薬品等不足の状況悪化に拍車をかけた。今後、医薬品をはじめとする医療資源の供給体制のあり方を検討する必要性があることが改めて明らかになった。

日本薬剤師会では、発災直後に災害対策本部を設置し、被災各県・各支部の薬剤師会等に電話連絡し情報収集に努めるとともに、ホームページを介する情報提供を呼びかけた。日本薬剤師会の活動方針は、「一般被災者に対する薬剤師会としての社会的支援活動」と「被災会員に対する支援活動」とし、具体的には①被災地における医薬品の供給体制を確保するため、医薬品の供給拠点となる医薬品集積所への薬剤師の派遣、②災害医療やその後の避難者の医療を支援するため、避難所等に併設される医療救護所への薬剤師の派遣、③被

災した会員のための義援金の募集を開始した。被災地への支援薬剤師の派遣は、厚生労働省医薬食品局長の依頼(薬食総発0325第13号)もあり、会員・非会員を問わず全国の薬剤師による支援活動が行われた。日本薬剤師会による派遣は延べ8,378人、日本病院薬剤師会による派遣は延べ786人となり、医療チームの一員として他の医療職と連携した。

被災地における薬剤師の主な活動は、①医薬品集積所における医薬品の仕分け、出入管理、品質管理、避難所・救護所等からの要望に応じた医薬品の供給、②医療救護所や仮設診療所等における調剤および服薬説明、③医薬品使用に関する医師や看護師等への情報提供、④被災者からの使用薬等の聞き取り、医薬品の鑑別・特定、お薬手帳の活用、⑤医療救護所の設置されていない避難所への巡回診療への同行、⑥避難所における一般用医薬品の保管・管理及び被災者への供給、⑦避難所における医薬品や健康に関する相談、⑧公衆衛生活動、⑨医療機関における調剤業務支援、等であった。

薬剤師が救護班に帯同することが救護班活動の質と量の向上に有用であることが改めて認識されたことは特筆すべきことであった。また、お薬手帳を活用することにより、医師は効率的に診療することが可能となり、より多くの患者を診療することに繋がった。お薬手帳により被災者による薬の自己管理を促し、さらにお薬手帳を介して薬物療法の継続に役立った。宮城県石巻地区では、石巻赤十字病院による移動薬局（通称メロンパン）活動を平成23年3月25日から6月19日まで行い、避難所から通院できないなど長期投与薬の受取が困難な人を対象に服薬状況に関する情報調査、お薬手帳の配布、処方せん・薬の送付

が行われた。

関連死を最小化するためには、被害想定(人的被害、医療機関自身の被害、被災者数など)をシミュレートし、それに応じた時間経過に沿った対策を考えておくことが大切であると考えられる。

また、対策本部の機能を強化することも必要であることが指摘されている。現地の対策本部を強力にバックアップできる体制を日頃から準備・訓練し、迅速に出動できる機動力が求められている。本部機能には、意思決定を支える情報収集、情報評価、人員運用、情報伝達、物資運用の各機能が必要である。

C-2. 東日本大震災時における救援物資の送付・集積・管理体制について

被災地への医薬品等の供給は、薬業界全体で支援物資をとりまとめ、国などの公的主体による緊急輸送ルートを活用して行われた。被災地に運ばれた医薬品は、各県に設置された医薬品専用の第一次集積所等に搬入され、支援薬剤師等により仕分け作業や管理が行われ、各避難所・医療救護所へ払い出された。

東日本大震災では、震災直後～約1週間までと、それ以降で体制を変更するなど時間経過に沿った対応が行われた。すなわち、状況の変化に応じた供給体制作りが必要であることが改めて認識された。

医薬品の供給拠点（一次集積所）は、各県に2箇所ずつ（医療用医薬品と一般用医薬品）開設されたが、的確な医薬品を供給するためには相当する医薬品を供給できる施設の速やかな設置が望まれる。例えば、トレーラーハウスなどの即応可能な応急対策施設が有効であることが考えられている。また、最前線においては、移動薬局を活用することが考

えられている。

災害用医薬品の備蓄に関して、東日本大震災においては、基礎疾患を有する被災者の常用薬や被災した医療機関への医薬品の供給が急務となった。現場での医薬品不足が生じたことは、今後相当量の医薬品の流通備蓄や放出、供給のシステム作りとルール化が必要であることが指摘されている。さらに、災害拠点病院でさえも医薬品不足になったことは、今後、災害拠点病院における医薬品等の備蓄に関するあり方を検討する必要性があげられる。

医薬品集積所においては、仕分けや管理を迅速かつ正確に行う必要性があり、薬剤師の確保が重要であった。一方、全国より支援のあった医薬品の種類が多く仕分け作業だけに膨大な労力が割かれた。また、使用期限間近の物資の支援もあり、現場からは問題視された。支援医薬品等に関して、あらかじめ支援医薬品を決めておくなどのルール化も必要であると考えられた。

C-3. 災害対策マニュアルの策定について

上記の研究結果を踏まえ、医療に従事する薬剤師および薬剤師会が災害時に行うべき活動と、平時の準備・防災対策を「薬剤師のための災害対策マニュアル」としてまとめた。

第1章では、医療機関の薬剤部門について、第2章では薬局について、第3章～第5章では薬剤師会について、災害発生時の対応と平時の準備・防災対策を示した。災害発生時の対応では、自らが被災した場合と救援活動を行う場合に分け、行うべき事項を記載した。また、平時の準備・防災対策のうち、ただちに取り組むべきと考えられる事項については、各章の冒頭に記載した。第6章では災害時の

薬剤師の救援活動に関する事項をまとめた。巻末には参考資料として、備えるべき防災用品等リストの他、15資料を備えた。

D. 考察

本研究では、被災地で活動した薬剤師からの報告等をもとに、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、地方自治体等の協力を得て、東日本大震災における被災者への薬剤師による医療支援体制、被災地域における薬局機能の確保等について、当時の状況を調査・検証し、大規模災害時における薬剤師の役割について検討した。さらに、日本薬剤師会が阪神・淡路大震災及び新潟県中越大地震等の経験を踏まえて平成19年1月に作成した「薬局・薬剤師の災害対策マニュアル」や、平成16年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業「新潟県中越地震を踏まえた保健医療における対応・体制に関する調査研究」において作成された「自然災害発生時における医療支援活動マニュアル」を参考に、東日本大震災で明らかになった問題点や成功例等を検証し、より実践的な「薬剤師のための災害対策マニュアル」を作成した。

本マニュアルでは、医療に従事する薬剤師及び薬剤師会が災害時に行うべき活動と、平時の準備・防災対策をまとめた。今後起こりうる同様の大震災に備え、薬剤師や関連する諸機関がどのような役割を果たし、各機関が効率的かつ効果的に“連携”を図りながら体制を構築し、医療活動を行っていくための指針を示すことができた。

災害時果たす薬剤師の役割は、災害の規模、発生の時期(季節)、場所、時間帯等により様々であり、また情報通信の技術進歩等の周辺状況の変化を考慮すれば、将来どのような場合

においても、ある一つのマニュアル通りに対策を講じることは適当ではなく、個別の事情に応じた創意工夫・臨機応変な対応が必要である。従って、作成されたマニュアルを活用し、個別の事情を鑑みた活動計画の作成や更新が行われることが期待される。

さらに、どのような場合でも、求められる薬剤師職能が最大限発揮できるよう平時から準備・研鑽しておくことも大切である。いざという時には、まず自身の安全を確保し、そして薬剤師会や行政等との組織的活動にあたることが期待される。

一方、薬剤師派遣の調整方法に関連しては、本マニュアル中では国から日本薬剤師会、つづいて各県薬剤師会への派遣依頼のルートに基づいた整理となっている。しかしながら、薬剤師は、大学、企業、地方自治体等各方面で働いており、これらのマンパワーに対し、どのような初期情報提供方法が有効かについて検討も必要かと思われた。各地方自治体の役割も重要であり、国から各都道府県薬務課に対して支援要請等が行われるルートの明確化も必要かと思われる。

E. 結論

本研究では、各方面の協力のもと、東日本大震災時における被災者への薬剤師による医療支援体制、薬局機能の確保、および救援物資の送付・集積・管理体制について明らかにすることを通じて、薬剤師のための災害対策マニュアルを作成した。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

II. 研究成果の刊行物・別刷

薬剤師のための災害対策マニュアル 平成 24 年 3 月



薬剤師のための災害対策マニュアル

平成24年3月

平成23年度厚生労働科学研究「薬局及び薬剤師に関する
災害対策マニュアルの策定に関する研究」研究班 報告書

平成23年度 厚生労働科学研究費補助金
「薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究」
研究班名簿

研究代表者：富岡 佳久 東北大学大学院薬学研究科教授

研究協力者：阿部 公恵 宮城県保健福祉部薬務課技術補佐（総括担当）

石井 正 石巻赤十字病院医療社会事業部長、第一外科部長

石澤 文章 NTT 東日本東北病院薬剤部長

生出泉太郎 社団法人日本薬剤師会副会長、社団法人宮城県薬剤師会会长

小澤 康子 東京都健康安全部薬務課課務担当係長

櫻井 英夫 社団法人福島県薬剤師会会长

畠澤 博巳 社団法人岩手県薬剤師会会长

薬剤師のための災害対策マニュアル 目次

はじめに

本マニュアルを活用いただくにあたって

第1章 医療機関の薬剤部門

1	直ちに取り組むべきこと	3
2	災害発生時の対応 一自らの医療機関が被災した場合一	4
3	災害発生時の対応 一救援活動を行う場合（被災地外の医療機関）一	6
4	平時の準備・防災対策	7

第2章 薬局

1	直ちに取り組むべきこと	13
2	災害発生時の対応 一自らの薬局が被災した場合一	14
3	災害発生時の対応 一救護活動を行う場合（被災地外の薬局）一	16
4	平時の準備・防災対策	17

第3章 地域薬剤師会（支部薬剤師会）

1	直ちに取り組むべきこと	23
2	災害発生時の対応（被災した場合）	24
3	災害発生時の対応（被災地外の地域薬剤師会）	28
4	平時に準備すべきこと	29

第4章 都道府県薬剤師会・都道府県病院薬剤師会

1	直ちに取り組むべきこと	33
2	災害発生時の対応（被災した場合）	35
3	災害発生時の対応（被災地外の都道府県薬剤師会等）	40
4	平時に準備すべきこと	41

第5章 日本薬剤師会

1	直ちに取り組むべきこと	47
2	災害発生時の対応	48
3	平時に準備すべきこと	51

第6章 災害時の薬剤師の救援活動

1	薬剤師の主な救援活動	55
2	医療救護所における活動	55
3	避難所における活動	57
4	医薬品集積所における活動	58
5	災害時の救援活動に関する留意事項	58

参考資料

1	備えるべき防災用品等リスト	62
2	災害時携行用医薬品リスト（亜急性期）	63
3	災害時携行用薬剤関連資材リスト	66
4	救援活動を行う上での留意事項	68
5-1	災害時に望まれる医薬品	69
5-2	大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等	70
5-3	災害医療救護活動（亜急性期）において需要が予測される医薬品リスト	73
6	災害時の薬剤師業務	75
7	個別疾患患者に対する災害時の対応	78
8	被災地における調剤等に関する厚生労働省通知等	83
9	トリアージ	107
10	避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン (厚生労働省、平成23年6月3日版) (抜粋)	111
11	エコノミークラス症候群に対する注意喚起	120
12-1	水害時の消毒薬の手引き (抜粋)	122
12-2	消毒方法について	123
13	安定ヨウ素剤について	125
14-1	災害時の医療救護活動に関する協定書等 (例) (宮城県、東京都)	128
14-2	災害用医薬品等備蓄・供給事業委託契約書 (例) (大阪府)	139
15	お薬手帳の啓発ポスター (例) (岩手県薬剤師会、福島県薬剤師会)	145
16	(参考) 用語の説明	146

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、広範囲に及ぶ強い揺れと、特に東日本太平洋岸においては津波により幹線道路が寸断し、広範囲な交通遮断と通信網の崩壊による孤立が起った。また、その他の地域においても、震災直後からライフラインの供給停止をはじめとするインフラストラクチャーが崩壊し、医療の提供が困難になった。そのような中で、全国から薬剤師が被災地に赴き、献身的に医療支援等の活動を行い、約 4 カ月にわたり被災薬剤師や関係者の努力が続けられた。

本研究では、被災地で活動した薬剤師からの報告をもとに、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、地方自治体等の協力を得て、東日本大震災における被災者への薬剤師による医療支援体制、被災地域における薬局機能の確保等について、当時の状況を調査・検証し、大規模災害時における薬剤師の役割について検討した。さらに、日本薬剤師会が阪神・淡路大震災及び新潟県中越大地震等の経験を踏まえて平成 19 年 1 月に作成した「薬局・薬剤師の災害対策マニュアル」や、平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業「新潟県中越地震を踏まえた保健医療における対応・体制に関する調査研究」において作成された「自然災害発生時における医療支援活動マニュアル」を参考に、東日本大震災で明らかになった問題点や成功例等を検証し、より実践的な「薬剤師のための災害対策マニュアル」を作成した。

本マニュアルは、医療に従事する薬剤師及び薬剤師会が災害時に行うべき活動と、平時の準備・防災対策をまとめたものである。今後起こり得る同様の大災害に備え、薬剤師や関連する諸機関がどのような役割を果たし、各機関が効率的かつ効果的に“連携”を図りながら体制を構築し、医療活動を行っていくための指針を示した。第 1 章では医療機関の薬剤部門について、第 2 章では薬局について、第 3 章～第 5 章では薬剤師会について、第 6 章では災害時の薬剤師の救援活動について記載した。

災害時に果たす薬剤師の役割は、災害の規模、発生の時期（季節）、場所、時間帯等により様々であり、また情報通信の技術進歩等の周辺状況の変化を考慮すれば、将来のどのような場合においても、ある一つのマニュアルどおりに対策を講じることは適当ではなく、個別の事情に応じた創意工夫・臨機応変な対応が必要である。従って、本マニュアルを活用し、個別の事情を鑑みた活動計画の作成や更新を進めていただきたい。また、どのような場合でも、求められる薬剤師職能が最大限発揮できるよう平時から準備・研鑽しておくことが大切である。いざという時には、まず自身の安全を確保し、そして薬剤師会や行政等との組織的活動にあたって欲しい。

今後、各薬剤師及び薬剤師会が大規模災害に備えた準備をより効果的に行うとともに、薬剤師がより活躍できる基盤整備のための施策作りに、本マニュアルが役立てば幸いである。

なお、本マニュアルの作成にあたっては、厚生労働省、兵庫県薬剤師会、新潟県薬剤師会、その他の関係団体等の皆様に多大なるご協力をいただいた。この場をお借りして、改めて感謝を申し上げたい。

平成 24 年 3 月

富岡 佳久

東北大学大学院薬学研究科教授

||| 本マニュアルを活用いただくにあたって

本マニュアルは、東日本大震災等の経験を踏まえ、医療に従事する薬剤師及び薬剤師会が災害時に行うべき活動と、平時の準備・防災対策をまとめたものです。

第1章では医療機関の薬剤部門について、第2章では薬局について、第3章～第5章では薬剤師会について、災害発生時の対応と平時の準備・防災対策を示しました。災害発生時の対応では、自らが被災した場合と救援活動を行う場合に分け、行うべき事項を記載しました。また、平時の準備・防災対策のうち、直ちに取り組むべきと考えられる事項については、各章の冒頭に記載しました。さらに、第6章では災害時の薬剤師の救援活動に関する事項をまとめています。

ただし、災害対策マニュアルは、この厚生労働科学研究で作成されたマニュアルをもって完成したとはなりません。各医療機関の薬剤部門、薬局及び薬剤師会で、自らの組織の実情（規模、地域特性等）を踏まえた防災対策や活動計画を検討することが必要です。例えば、医療機関の薬剤部門や薬局では、災害時に拠点となるか否かでマニュアルの記載するべき内容は大きく異なります。また、沖縄県等のマニュアルでは防寒対策は不要で、保冷剤等の確保が必要なことに対して、北海道等では防寒対策も必要となります。

それぞれの組織、地域に即し、関係者の連絡先等も明記したより実践的なマニュアルを作成することが重要です。また、マニュアルは一度完成したから終わりというものではなく、例えば関係者の連絡先一覧等は定期的に更新をしておく必要があります。

今回、厚生労働科学研究で作成した本マニュアルは、今後起こり得る同様の大災害に備え、薬剤師や関連する諸機関がどのような役割を果たし、各機関が効率的かつ効果的に“連携”を図りながら体制を構築し、医療活動を行っていくための指針を示した「ひな形」と言えるものです。各組織で関係者や関係団体の連絡先等も記載した、より実践的なマニュアルを作成するための基礎となるものであり、また、災害発生時には、支援に行く際のマニュアルとしても活用されるものであると思います。

各医療機関の薬剤部門、薬局及び薬剤師会では、本マニュアルを参考に個別の事情を鑑みた活動計画及び災害対策マニュアルの作成や更新を進めていただきたく存じます。

このマニュアルは、日本薬剤師会ホームページ（<http://www.nichiyaku.or.jp/>）に掲載しています。

||| 第 1 章 |||

医療機関の薬剤部門

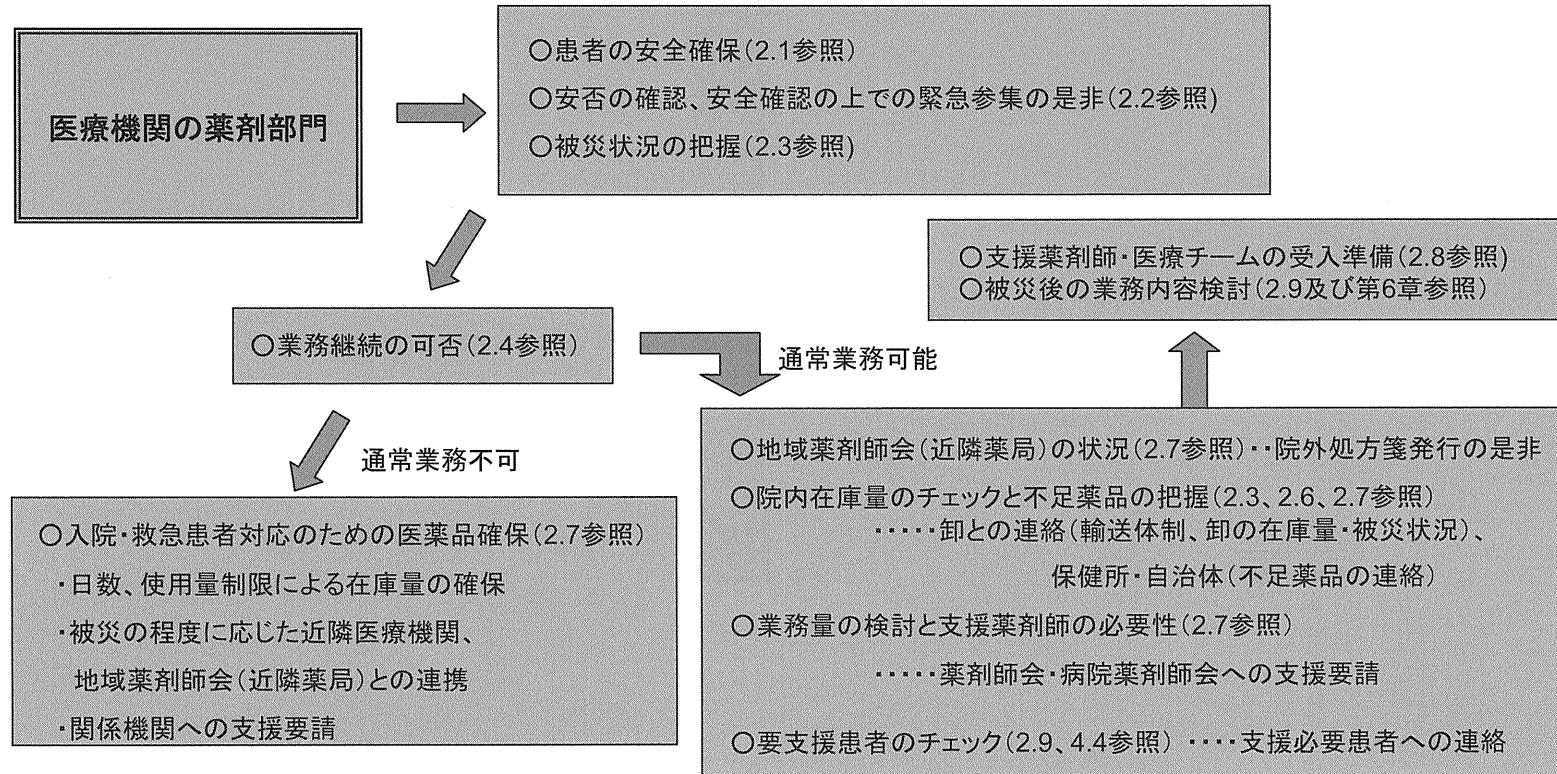
第1章 医療機関の薬剤部門

主な平時の準備



- 災害時連絡先一覧表の作成(1.1参照)
- 近隣医療機関・薬剤師会との連携(4.2参照)
- 卸との医薬品供給体制の確認(4.2参照)
- 患者教育(薬識をもたせる、災害時の連絡方法)と要支援患者の把握(4.4参照)
- 備蓄医薬品の選定、リスト作成(1.3参照)

災害発生時の対応 ~自らの医療機関が被災した場合~



第1章 医療機関の薬剤部門

災害発生時、医療機関の薬剤師が果たすべき役割は多岐にわたる。また、その活動内容は被災の状況により大きく異なる。

被災地で診療が可能な医療機関は、その地域の医療の中心として、被災者を受け入れ診療をすることが求められ、当該医療機関の薬剤師は診療を支える環境を構築する必要がある。しかし、被災者が集中することが想定されるため、被災地外からの医薬品の支援とともに人的な支援の受け入れも重要である。さらに、救護所での医療支援や他職種への情報提供も重要な活動の一つである。

こうした活動を円滑に行うためにあらゆる状況を想定し、行政、地域の他の医療機関、地域薬剤師会（近隣薬局）、医薬品卸等との連携も図っておくべきである。

以下に医療機関の薬剤部門が、直ちに取り組むべきこと、災害時の対応、支援活動、平時の準備についてポイントを列記する。

1. 直ちに取り組むべきこと

災害発生に備え、下記の項目は直ちに取組み、準備しておく必要がある。

1.1 災害時連絡先一覧表の作成など

- 災害時の連絡先一覧（携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、従事者に周知する
- 災害時の連絡方法や集合場所、休日・夜間等に災害が発生した場合に緊急参集する者を決定するなど、災害時の対応を決めておく
- 薬剤師個人で出動する場合に備え、震災時の出動許可をあらかじめ医療機関長より得ておく

1.2 ライフラインの確保（医療機関全体として）

- 通信手段
 - 複数の手段を確保する（衛星携帯電話、固定電話、FAX、インターネット、PHS、携帯電話、中距離通話用簡易無線など）
 - 災害時に拠点となり得る医療機関では、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を導入する
- 電気、燃料等
 - 災害時の電力や燃料の優先確保や復旧について、電力会社やガソリンスタンド等と契約する
 - 停電時の非常用電源を確保する（非常用自家発電装置、蓄電池（バッテリー電源）、各種乾電池の備蓄）
 - メンテナンス会社との復旧工事の優先契約を結ぶ
- 水
 - 飲料水、配水車からの給水の受け入れ容器（ポリタンク等）を常備する
- 交通手段
 - 自転車、バイク、自動車等を確保する

1.3 医薬品等の確保

- 備蓄医薬品の選定
- 医師の使いやすい医薬品（繁用薬）を選定する。また、診療所等においては災害時に全職種が参集できない場合を想定した外傷用処置材料、経口補液等の在庫も検討する（資料2、資料5）
- 備蓄医薬品リストの作成
 - 災害拠点病院においては災害救護用医薬品リストを作成する
- 医薬品の備蓄・管理
 - 最低限3日分程度の在庫を持つように努める
 - その他、薬剤関連資材についても、同様の備蓄に努める（資料3）
 - 災害拠点病院においては災害救護用医薬品の備蓄・管理を行う
- 災害時約束処方を決定しておく
- 災害時に薬剤師がいなくても、医師・看護師等が医薬品を使用できるように、医薬品の在庫場所・常用量等に関するマニュアルを整備する

1.4 防災用品の確保

- 防災用品を常備する（資料1）
- 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する

2. 災害発生時の対応 ー自らの医療機関が被災した場合ー

自らの医療機関が被災した場合は、被災状況により、各施設の判断において迅速な対応をとることが必要である。災害発生後、診療が可能な場合は、当該医療機関に患者が集中することが想定される。医薬品の確保や支援薬剤師の要請のため、自治体や関連団体などとの情報の共有は必要不可欠である。

2.1 患者の避難誘導

- 医療機関全体として、患者の救護や安全な場所への避難誘導（他施設への搬送など）を行う

2.2 安否の確認など

- 薬剤部門の従事者等（従事者、実習生、家族）の安否を確認する
- 道路・交通事情等から、従事者の帰宅や翌日以降の出勤の可否を判断する（医療機関内で待機、宿泊した方が安全な場合もある）
- 夜間等に震災が発生した場合には、緊急に参集するかどうかを判断し、必要な従事者に連絡する

[緊急参集の対応例]

1. 自宅等で被災した場合は、まずは自身と家族の安全を確保する
2. 緊急参集を行うかどうかは、薬剤部門の長が医療機関長と協議し、判断する
3. 被災状況により緊急参集の連絡が取れない場合は、あらかじめ決めておいた緊急参集者の中で移動可能となった者は、原則として全員が緊急参集する

2.3 状況の確認

- ライフライン（通信、電気、水）及び構造設備を確認する

- 医薬品の状況（使用可能な医薬品、不足医薬品）を確認する
- 調剤機器や器具、その他消耗品（薬包紙、薬袋など）の状況を確認する
- 近隣薬局の業務継続状況（または再開予定）を確認する

2.4 業務継続の判断

- 出勤可能な従事者や施設の被災状況から、業務を継続できるかを判断する
- 薬剤部門の業務を継続するために、薬剤師の派遣や医薬品の供給について外部へ支援を要請するかを検討し、必要な場合は、都道府県病院薬剤師会及び地域薬剤師会（近隣薬局）へ連絡する
- 薬剤部門としての業務再開の見通しを検討する

被災地の医療機関には患者が殺到します。外部へ支援を要請しても、業務の継続を優先することが望されます。

[通常業務に支障がある場合には、以下の連絡・連携・情報共有に努める]

2.5 近隣医療機関への連絡・連携（医療機関全体として）

- 近隣医療機関と、地域の医療事情についての情報を共有する
- 診療継続の可否（外来患者、入院患者の受け入れ）
- 診療可能日時
- 薬剤部門の状況

2.6 取引医薬品卸への連絡

- 被災地における医薬品の不足状況はどの程度なのか、医薬品供給ルートはどの程度機能しているのか、自施設への配送はどの程度の頻度で可能なのかなどを確認する（災害拠点病院等を優先する場合もあるため、過度な要求は慎む）

2.7 関連団体等への連絡

2.7.1 保健所等自治体への連絡

- 支援要請の有無（医薬品・血液製剤の供給等）
- 医療機関の状況（医療機関全体として）
 - 建物の被災状況（平常、支障、危険等）
 - ライフライン（通信、電気、水）の状況
 - 診療継続の可否（外来患者、入院患者の受け入れ）
 - 診療可能日時
 - （以下、自治体からの要請に基づき、被災1週間以降）
- 遠隔診療及びファクシミリ処方の要否
- 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物・劇物等の保管状況

2.7.2 地域薬剤師会（近隣薬局）への連絡・連携

- 外来患者の院外処方箋の発行が可能か、院内で調剤すべきかを確認・判断する
- 地域薬剤師会（近隣薬局）からの人的支援が必要かを確認し、必要に応じて協力を要請する（拠点として診療を継続可能な場合のみ）